

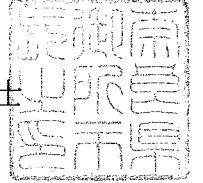


御所市告示第120号

令和7年御所市議会9月定例会を次のとおり招集する。

令和7年9月1日

御所市長 山田 秀士



記

- 1 日 時 令和7年9月8日（月） 午前10時00分～
- 2 場 所 御所市議会議場



御所市公告第 87 号

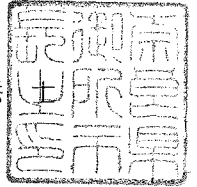
入札公告

建設工事の請負について、次のとおり条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により次のとおり公告します。この工事は予定価格の事前公表を行う建築工事です。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条の規定により全ての入札参加者に対し入札金額の内訳を記載した書類の提出を求めます。

令和7年9月1日

御所市長 山田 秀



第1 競争入札に付する事項等

- | | | |
|----|------------|--|
| 1 | 工 事 名 | 葛城保育所大規模改修 工事 |
| 2 | 工 事 番 号 | 子推 第 1 号 |
| 3 | 工 事 場 所 | 御所市 五百家 地内 |
| 4 | 工 事 概 要 | 仕様書に記載のとおり |
| 5 | 工 事 期 間 | 御所市議会の議決日の翌日から（土日・祝日除く）～令和9年3月10日 |
| 6 | 予 定 価 格 | 金832,205,000円（消費税及び地方消費税（10%）を含みます。） |
| 7 | 入札書比較価格 | 金756,550,000円（消費税及び地方消費税（10%）を含みません。） |
| 8 | 最低制限基準価格 | 金765,628,600円（消費税及び地方消費税（10%）を含みます。） |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 金696,026,000円（消費税及び地方消費税（10%）を含みません。） |
| 10 | 入札保証金 | 免除 |
| 11 | 契約保証金 | 御所市契約規則第22条から第24条によります。 |
| 12 | 入札方法 | 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）【特定JV】 |
| 13 | 入札回数 | 1回 |
| 14 | 落札者の決定方法 | 入札書比較価格及び最低制限基準比較価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」で決定します。 |
| 15 | 前 払 金 | 請求可 |
| 16 | 議会の議決 | 要 |

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3に定める入札参加表明書を期限内に提出した者のみが、この入札に参加することができます。

建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築工事業の特定建設業の許可を受け、御所市建設工事等競争入札参加資格を有する2者又は3者で構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、共同企業体を構成する建設業者（以下「共同企業体構成員」という。）のいずれもが次に掲げる条件をすべて満たしている者が入札に参加することができます。共同企業体構成員の出資比率は、2者の場合はいずれも30%以上、3者の場合はいずれも20%以上であり、かつ、共同企業体の代表者の出資比率は、共同企業体構成員中最大又は最大と同比率でなければなりません。また、複数の共同企業体構成員となることはできません。

- 御所市において、令和7年度有効となる一般競争（指名競争）参加資格者（建設工事）であり、登録業種が「建築一式」であること。
- 次に掲げるいずれかに該当するものによるJV（2～3者）。
 - 御所市内に「本店」を有する者、もしくは「準市内業者」で、格付が『A』の者。（※1）
 - 奈良県内に「本店」を有し、経営規模等評価結果通知書の総合評定値（P）（※2）が1000点以上の者で、格付が『A』の者。
 - ※1 「本店」とは、建設業法に基づく主たる営業所をいい、「準市内業者」とは、御所市内に支店・営業所等の社屋があり、本店機能に相当すると判断出来る程度の営業能力・規模を有する場合をいう。
 - ※2 経営規模等評価結果通知書の総合評定値（P）については、公告日において法定有効期間内（基準日から1年7ヶ月）であることとする。
- 共同企業体の代表者は、過去15年以内に竣工した「建築一式」工事の元請実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、代表者として施工したものにあっては出資比率が20%以上、構成員として施工したものにあっては10%以上の場合に限る。

4 次に掲げるこの入札に関する設計業務の受託者と資本又は人事面において関連が有るものでないこと。

名称 尙新田設計

所在地 奈良県香芝市瓦口 2119 番地 1

5 次の条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中1名配置できること。

①入札説明書1の(3)の配置予定技術者の資格要件を満たす者

②過去15年以内に竣工した登録業種に係る工事の従事経験を有する者

③入札公告日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

④監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者

6 入札公告日以前に、3ヶ月以上の雇用関係にある者を現場代理人として1名配置できること。なお現場代理人、主任(監理)技術者及び専門技術者は、これらを兼ねることができる。

7 その他、入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

第3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
入札説明書・申請書類交付(御所市ホームページからダウンロードによる)	令和7年9月1日 ～ 令和7年10月20日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札参加表明書(様式H1)の提出期限	令和7年9月1日 ～ 令和7年9月19日 持参に限る。	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課(新館2階)
現場説明書(仕様書)交付	令和7年9月1日 ～ 令和7年10月20日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
設計図書等に関する質問の受付期限(質問は、設計図書等に関することに限ります。)	令和7年9月19日 午前11時 電子メールに限る。	送付先メールアドレス： kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問書様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/
設計図書等に関する質問に対する回答	令和7年10月3日 電子メールによる。	
入札(郵便による) 入札書及び入札金額の内訳書※の提出※所在地、商号又は名称、工事番号、工事名、工事場所とともに、レベル1からレベル2までを記載してください。	令和7年10月10日 ～ 令和7年10月19日 書留郵便に限る。 (上記期間中に到達のこと)	送付先 〒639-2299日本郵便株式会社御所郵便局留『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年10月20日	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室(別館1階)
競争入札参加資格確認申請書等の提出(落札候補者のみ)	令和7年10月21日 持参に限る。	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課(新館2階)

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)とします。

第4 競争入札参加資格の確認

落札候補者は、開札後、入札説明書に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

第5 その他

1 問い合わせ先等

入札、競争入札参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先、及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒639-2298

奈良県御所市1番地の3

御所市役所管財課入札係（新館2階）

電話0745-44-3013（ダイヤルイン）

2 その他

詳細は、入札説明書によります。



御所市公告第 88 号

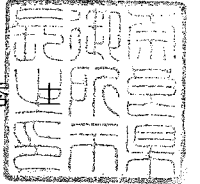
入札公告

建設工事の請負について、次のとおり条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により次のとおり公告します。この工事は予定価格の事前公表を行う建設工事です。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条の規定により全ての入札参加者に対し入札金額の内訳を記載した書類の提出を求めます。

令和7年9月1日

御所市長 山田 秀



第1 競争入札に付する事項等

- | | | |
|----|------------|--|
| 1 | 工 事 名 | 大正小学校給水設備他改修（第2期）工事 |
| 2 | 工 事 番 号 | 教総 第 5 号 |
| 3 | 工 事 場 所 | 御所市 櫛羅 地内 |
| 4 | 工 事 概 要 | 仕様書に記載のとおり |
| 5 | 工 事 期 間 | 契約締結翌日から（土日・祝日除く）～令和8年3月31日 |
| 6 | 予 定 価 格 | 金63,987,000円（消費税及び地方消費税(10%)を含みます。） |
| 7 | 入札書比較価格 | 金58,170,000円（消費税及び地方消費税(10%)を含みません。） |
| 8 | 最低制限基準価格 | 金58,867,600円（消費税及び地方消費税(10%)を含みます。） |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 金53,516,000円（消費税及び地方消費税(10%)を含みません。） |
| 10 | 入札保証金 | 免除 |
| 11 | 契約保証金 | 御所市契約規則第22条から第24条によります。 |
| 12 | 入札方法 | 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型） |
| 13 | 入札回数 | 1回 |
| 14 | 落札者の決定方法 | 入札書比較価格及び最低制限基準比較価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」で決定します。 |
| 15 | 前 払 金 | 請求可 |
| 16 | 議会の議決 | 不要 |

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3に定める入札参加表明書を期限内に提出した者のみが、この入札に参加することができます。

- 御所市において、令和7年度有効となる一般競争（指名競争）参加資格者（建設工事）であり、登録業種が「暖冷房衛生設備」であること。
- 次に掲げるこの入札に関する設計業務の受託者と資本又は人事面において関連を有する者でないこと。
 - 名 称 榎岩岸設計
所在地 奈良県葛城市南道穂 150 番地 3
- 次の条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中1名配置できること。
 - 入札説明書1の(2)の配置予定技術者の資格要件を満たす者
 - 入札公告日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
 - 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者
- 入札公告日以前に、3ヶ月以上の雇用関係にある者を現場代理人として1名配置できること。なお現場代理人、主任（監理）技術者及び専門技術者は、これらを兼ねることができる。
- その他、入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

第3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
入札説明書・申請書類交付（御所市ホームページからダウンロードによる）	令和7年9月1日 ～ 令和7年9月18日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札参加表明書（様式H1）の提出期限	令和7年9月1日 ～ 令和7年9月8日 持参に限る。	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課（新館2階）
現場説明書（仕様書）交付	令和7年9月1日 ～ 令和7年9月18日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
設計図書等に関する質問の受付期限（質問は、設計図書等に関することに限ります。）	令和7年9月8日 午前11時 電子メールに限る。	送付先メールアドレス： kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問書様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/
設計図書等に関する質問に対する回答	令和7年9月10日 電子メールによる。	
入札（郵便による） 入札書及び入札金額の内訳書※の提出※所在地、商号又は名称、工事番号、工事名、工事場所とともに、レベル1からレベル2までを記載してください。	令和7年9月11日 ～ 令和7年9月18日 書留郵便に限る。 （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299日本郵便株式会社御所郵便局留『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年9月19日 11時50分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室（別館1階）
競争入札参加資格確認申請書等の提出（落札候補者のみ）	令和7年9月22日 持参に限る。	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 管財課 （新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。
時間の指定のないものは午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とします。

第4 競争入札参加資格の確認

落札候補者は、開札後、入札説明書に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

第5 その他

1 問い合わせ先等

入札、競争入札参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先、及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒639-2298

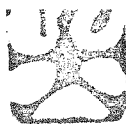
奈良県御所市1番地の3

御所市役所管財課入札係（新館2階）

電話0745-44-3013（ダイヤルイン）

2 その他

詳細は、入札説明書によります。



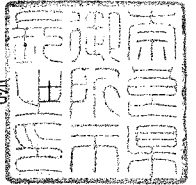
御所市公告第 89 号

入札公告

業務委託契約について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により次のとおり公告します。

令和7年9月1日

御所市長 山田 秀



第1 競争入札に付する事項等

- | | | |
|----|------------|---|
| 1 | 委託名 | 御所市健康増進スポーツ施設整備事業に係る設計・施工モニタリング支援業務委託 |
| 2 | 委託番号 | 生学委 第2号 |
| 3 | 委託場所 | 御所市 小殿 地内 |
| 4 | 委託概要 | 仕様書に記載のとおり |
| 5 | 委託期間 | 契約締結翌日から（土日・祝日除く）～令和10年6月30日 |
| 6 | 予定価格 | 金49,434,000円（消費税及び地方消費税（10%）を含みます。） |
| 7 | 入札書比較価格 | 金44,940,000円（消費税及び地方消費税（10%）を含みません。） |
| 8 | 最低制限基準価格 | 金未設定円（消費税及び地方消費税（10%）を含みます。） |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 金未設定円（消費税及び地方消費税（10%）を含みません。） |
| 10 | 入札保証金 | 免除 |
| 11 | 契約保証金 | 御所市契約規則第22条から第24条によります。 |
| 12 | 入札方法 | 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型） |
| 13 | 入札回数 | 1回 |
| 14 | 落札者の決定方法 | 入札書比較価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」で決定します。 |
| 15 | 前払金 | 御所市公共工事前金払取扱要綱第3条によります。 |
| 16 | 議会の議決 | 不要 |

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3に定める入札参加表明書を期限内に提出した者のみが、この入札に参加することができます。

- 御所市において、令和7年度有効である測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格に登録があり、登録業種第1希望が「都市計画及び地方計画」である者のうち、奈良県内に本店又は支店・営業所等として登録ある者。
- 受注者は、本業務の実施にあたり、次のとおり技術者を配置するものとする。なお、技術者は兼務することができない。
 - 管理技術者
当該業務の技術上の管理及び成果品の品質確保を行う者は、1級建築士または、1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。
 - 照査技術者
当該業務の技術上の管理及び成果品の品質確保に向けた照査を行う者は、技術士（建設・都市及び地方計画）の資格を有するものとする。
 - 担当技術者
当該業務における技術的対応能力を有する者で、以下の担当技術者を配置するものとする。
 - 建築関係担当技術者
 - 土木関係担当技術者
- その他、入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

第3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
入札説明書・申請書類交付（御所市ホームページからダウンロードによる）	令和7年9月1日 ～ 令和7年9月19日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札参加表明書（様式H1）の提出期限	令和7年9月1日 ～ 令和7年9月8日 持参に限る。	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課（新館2階）
現場説明書（仕様書）交付	令和7年9月1日 ～ 令和7年9月19日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
設計図書等に関する質問の受付期限（質問は、設計図書等に関することに限ります。）	令和7年9月8日 午前11時 電子メールに限る。	送付先メールアドレス： kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問書様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/
設計図書等に関する質問に対する回答	令和7年9月10日 電子メールによる。	
入札（郵便による） 入札書及び入札金額の内訳書※の提出※所在地、商号又は名称、工事番号、工事名、工事場所とともに、レベル1からレベル2までを記載してください。	令和7年9月11日 ～ 令和7年9月18日 書留郵便に限る。 （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年9月19日 13時20分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室（別館1階）
競争入札参加資格確認申請書等の提出（落札候補者のみ）	令和7年9月22日 持参に限る。	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課（新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。
時間の指定のないものは午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とします。

第4 競争入札参加資格の確認

落札候補者は、開札後、入札説明書に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

第5 その他

- 1 問い合わせ先等
入札、競争入札参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先、及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等
〒639-2298
奈良県御所市1番地の3
御所市役所管財課入札係（新館2階）
電話0745-44-3013（ダイヤルイン）
- 2 その他
詳細は、入札説明書によります。



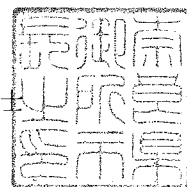
御所市公告第 90 号

入 札 公 告

業務委託等について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 9 月 1 日

御所市長 山田 秀士



第 1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 施業放置林保全整備事業業務委託
- 2 入札番号 委託第 42 号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 13 日
- 5 入札執行回数 2 回
- 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。
落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、「くじ」で決定します。

また、1 回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合は、「2 回目の入札」を執行します。

くじによる決定方法は、郵便入札説明書に記載の通りです。

- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第 22 条から第 24 条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）
- 12 議会の議決 不要

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において令和 7 年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、登録業者が「⑨-12 森林整備」である者。
- 2 入札説明書第 1 の 1 参加要件に示すとおり。

第3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札説明書・仕様書・その他入札関連様式の交付（御所市ホームページからダウンロード）	令和7年9月1日 ～ 令和7年9月22日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札参加表明書（様式H1）の提出期限	令和7年9月8日 正午 <u>持参のみ</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
仕様書に関する質問の受付期限（質問は、仕様書に関することに限ります。）	令和7年9月8日 正午 <u>電子メールに限る。</u> （WORD形式に限る）	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/ （質問様式を添付ファイルにして送信すること）
仕様書に関する質問に対する回答	令和7年9月10日 <u>ホームページに掲載。</u>	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札（郵便による）	令和7年9月8日 ～ 令和7年9月18日 <u>書留郵便（一般書留・簡易書留）に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年9月19日 午前9時45分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室 （庁舎別館）
辞退届	令和7年9月19日 開札日時まで <u>持参又は郵送。</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
競争入札参加資格確認申請書等の提出（落札候補者のみ）	令和7年9月22日 <u>持参に限る。</u>	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）

※上記の期間は、開庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

第 4 第 1 の 6 に定める「2 回目の入札」を執行する場合は、1 回目の入札参加者全員に連絡します

第 5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 産業建設部 農林商工課（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

3 入札の無効

第 2 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

4 入札中止条件

この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

6 その他詳細は、入札説明書によります。

7 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



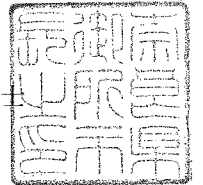
御所市公告第 91 号

入 札 公 告

業務委託等について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 9 月 1 日

御所市長 山田 秀



第 1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 混交林誘導整備事業業務委託（整備_五百家地区）
- 2 入札番号 委託第 43 号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 16 日
- 5 入札執行回数 2 回
- 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。
落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、「くじ」で決定します。

また、1 回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合は、「2 回目の入札」を執行します。

くじによる決定方法は、郵便入札説明書に記載の通りです。

- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第 22 条から第 24 条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）
- 12 議会の議決 不要

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において令和 7 年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、登録業者が「㊟-12 森林整備」である者。
- 2 入札説明書第 1 の 1 参加要件に示すとおり。

第3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
入札説明書・仕様書・その他入札関連様式の交付（御所市ホームページからダウンロード）	令和7年9月1日 ～ 令和7年9月22日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札参加表明書（様式H1）の提出期限	令和7年9月8日 正午 <u>持参のみ</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
仕様書に関する質問の受付期限（質問は、仕様書に関することに限ります。）	令和7年9月8日 正午 <u>電子メールに限る。</u> （WORD形式に限る）	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/ （質問様式を添付ファイルにして送信すること）
仕様書に関する質問に対する回答	令和7年9月10日 <u>ホームページに掲載。</u>	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札（郵便による）	令和7年9月8日 ～ 令和7年9月18日 <u>書留郵便（一般書留・簡易書留）に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年9月19日 午前10時00分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室 （庁舎別館）
辞退届	令和7年9月19日 開札日時まで <u>持参又は郵送。</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
競争入札参加資格確認申請書等の提出（落札候補者のみ）	令和7年9月22日 <u>持参に限る。</u>	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）

※上記の期間は、開庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

第 4 第 1 の 6 に定める「2 回目の入札」を執行する場合は、1 回目の入札参加者全員に連絡します

第 5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 産業建設部 農林商工課（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

3 入札の無効

第 2 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

4 入札中止条件

この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

6 その他詳細は、入札説明書によります。

7 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



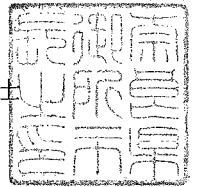
御所市公告第 92 号

入 札 公 告

業務委託等について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 9 月 1 日

御所市長 山田 秀士



第 1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 災害時の地下水利用に関する基礎調査業務委託
- 2 入札番号 委託第 44 号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 契約日から令和 8 年 3 月 31 日
- 5 入札執行回数 2 回
- 6 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者候補者とし
ます。落札者候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、「くじ」で
決定します。また、1 回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合
は、「2 回目の入札」を執行します。
開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。
- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第 22 条から第 24 条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）
- 12 議会の議決 不要

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において令和 7 年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、
登録業種が「⑪-02 調査・研究」である者。
- 2 入札説明書第 1 の 1 資格要件に示すとおり。

第3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札説明書・仕様書・その他入札関連様式の交付（御所市ホームページからダウンロード）	令和7年9月1日 ～ 令和7年9月22日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札参加表明書（様式H1）の提出期間	令和7年9月1日 ～ 令和7年9月8日 正午 <u>持参に限る</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
仕様書に関する質問の受付期限（質問は、仕様書に関することに限ります。）	令和7年9月1日 ～ 令和7年9月8日 正午 <u>電子メールに限る。</u> （WORD形式に限る）	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/ （質問様式を添付ファイルにして送信すること）
仕様書に関する質問に対する回答	令和7年9月10日 <u>ホームページに掲載。</u>	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札（郵便による）	令和7年9月8日 ～ 令和7年9月18日 <u>書留郵便（一般書留・簡易書留）に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年9月19日 午前10時15分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室 （庁舎別館）
辞退届	令和7年9月19日 開札日時まで <u>持参又は郵送。</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
競争入札参加資格確認申請書等の提出 （落札候補者のみ）	令和7年9月22日 <u>持参に限る。</u>	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

第 4 第 1 の 6 に定める「2 回目の入札」を執行する場合は、1 回目の入札参加者全員に連絡します。

第 5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 市民協働部 危機管理課（庁舎本館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

3 入札の無効

第 2 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

4 入札中止条件

この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

6 その他詳細は、入札説明書によります。

7 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。

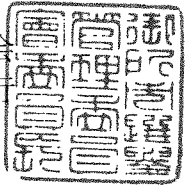


御所市選挙管理委員会告示第16号

令和7年9月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和7年9月1日

御所市選挙管理委員会
委員長 田仲 隆行



50分の1の数	407人
6分の1の数	3,387人
3分の1の数	6,773人



御所市告示第121号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を次のとおり指定する。

令和7年9月1日

御所市長 山田 秀士



1. 指定公金事務取扱者の名称
株式会社マイナビ
東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号
パレスサイドビル
2. 指定公金事務取扱者に納付させる歳入
ふるさとごせ応援寄附金
3. 委託の期間
令和7年9月1日～令和8年3月31日



御所市告示第122号

指定納付受託者の指定について

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定する。

令和7年9月1日

御所市長 山田 秀



1. 指定納付受託者の名称
株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南 三丁目5番7号
2. 指定納付受託者に納付させる歳入
ふるさとごせ応援寄附金
3. 委託の期間
令和7年9月1日～令和8年3月31日

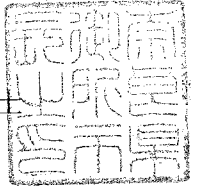


御所市条例第28号

御所市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月8日

御所市長 山田 秀



御所市印鑑条例の一部を改正する条例

御所市印鑑条例（平成元年御所市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第12条第1項中「第8号」を「第7号」に改める。

第13条の2中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第13条の2の改正規定は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。



御所市条例第29号

御所市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月8日

御所市長 山田 秀士



御所市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

御所市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成21年御所市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



御所市教育委員会告示第12号

御所市教育委員会（令和7年度9月定例会）を下記により招集いたします。

令和7年9月10日

御所市教育委員会教育長 春田 晋司



1. 招集する日時 令和7年9月24日（水）
午後2時00分～
2. 招集する場所 御所市役所3階 会議室B
3. 付議する案件 (1) 令和7年度の卒業式、修了式の日程（案）について
(2) 令和8年度の始業式、入学式の日程（案）について
(3) その他

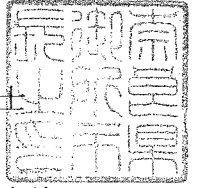


御所市告示第123号

御所市高齢者インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症予防接種事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年9月12日

御所市長 山田 秀



御所市高齢者インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症予防接種事業実施要綱の一部を改正する告示

御所市高齢者インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症予防接種事業実施要綱(平成13年御所市告示第66号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「3,000円」を「4,500円」に改める。

附 則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。

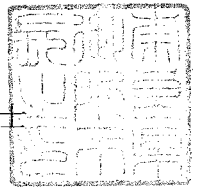


御所市規則第25号

御所市条件付採用職員の任免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月12日

御所市長 山田 秀 士



御所市条件付採用職員の任免に関する規則の一部を改正する規則

御所市条件付採用職員の任免に関する規則（平成26年御所市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条及び第22条の2第7項」に改める。

第2条中「条件付き」を「条件付」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「6月間」とあるのは「1月間」とする。

第5条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

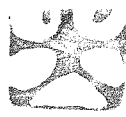
2 会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「条件付採用の期間の開始の日から起算して1年」とあるのは「当該職員の任期」と、「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、「6月以内」とあるのは「1月以内」とする。

様式第2号中「第2項」を「第3項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年9月25日から施行する。
（御所市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則の廃止）
- 2 御所市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則（令和2年御所市規則第14号）は、廃止する。

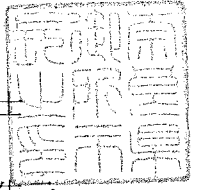


御所市告示第124号

御所市コミュニティバス車両広告掲載に関する取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年9月16日

御所市長 山田 秀士



御所市コミュニティバス車両広告掲載に関する取扱要綱の一部を改正する告示
御所市コミュニティバス車両広告掲載に関する取扱要綱（平成19年御所市告示第63号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

車両 日野 ポンチョ

種類	仕様	規格 (mm)	掲載料 (年額/円)	備考
サイドメッセージ (歩行者側)	ワイドフィルム	縦1000×横1700	250,000	1枠
サイドメッセージ (車側)	ワイドフィルム	縦1000×横1650	100,000	1枠
		縦1000×横1100	50,000	1枠
		全面	150,000	1枠
リアメッセージ	ワイドフィルム	縦690×横1950	250,000	1枠
車両メッセージ	フルラッピング	車両全体	600,000	1台
天井吊ポスター	ポスター	縦210×横297	20,000	1枠
車内壁面ポスター	ポスター	縦320×横550	1枠 20,000	3枠
運転席背面ポスター	ポスター	縦350×横500	1枠 22,000	2枠
側面窓ステッカー (歩行者側)	ステッカー	縦150×横550	1枠 30,000	2枠
側面窓ステッカー (車側)	ステッカー	縦150×横550	1枠 20,000	3枠

車両 トヨタ ハイエース

種類	仕様	規格 (mm)	掲載料 (年額/円)	備考
サイドメッセージ (歩行者側)	ワイドフィルム	サイド全面	420,000	1枠
サイドメッセージ (車側)	ワイドフィルム	サイド全面	230,000	1枠
リアメッセージ	ワイドフィルム	リア全面	100,000	1枠
車両メッセージ	フルラッピング	車両全体	700,000	1台
運転席背面ポスター	ポスター	縦297×横420	22,000	1枠

側面窓ステッカー (歩行者側)	ステッカー	縦150×横350	1枠 20,000	2枠
側面窓ステッカー (車側)	ステッカー	縦150×横350	1枠 15,000	2枠

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年9月24日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の御所市コミュニティバス車両広告掲載に関する取扱要綱の規定は、この告示の施行の日以後の広告掲載の申込みについて適用し、同日前の広告掲載の申込みについては、なお従前の例による。

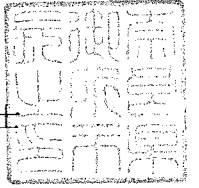


御所市規則第26号

御所市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年9月17日

御所市長 山田 秀



御所市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

御所市都市公園条例施行規則（昭和59年御所市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項を削る。

様式第1号から様式第6号までの様式中「御所市長 様」を「(宛先) 御所市長」に改める。

様式第8号中「御所市長 様」を「(宛先) 御所市長」に、

「

テニスコート □A□B 面	円	円	円		円
------------------	---	---	---	--	---

を

」

「

テニスコート □A□B 面	円	円	円	円	円
------------------	---	---	---	---	---

に、

」

「

照明設備	□1/3 灯	× 時間 × 枚	合計	円
	□2/3 灯			
	□3/3 灯			
	小計	円	領収印	
	照明カード	No.		
備考			上記金額を領収しました。	

を

」

照 明 設 備	第1グラウンド	円	円
	テニスコート	円	円
合 計			円
備 考		領 収 印	
		上記金額を領収しました。	

改める。

様式第11号及び様式第12号中「御所市長 様」を「(宛先) 御所市長」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

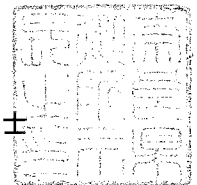


御所市公告第93号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和7年9月25日

御所市長 山田 秀 士



1. 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種 類	区 域	備 考
大和都市計画生産緑地地区	市街化区域内 約34.07ha	地区数152カ所

2. 都市計画の案の縦覧場所

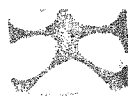
御所市企画政策部まちづくり推進課

3. 縦覧期間

令和7年9月26日(金)から令和7年10月10日(金)
午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、土曜日、日曜日を除く

4. 意見書の提出要項

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、職業及び連絡先を併記した文書一通を御所市長あてとし、御所市企画政策部まちづくり推進課に、令和7年10月10日(金)までに必着するように提出すること。



御所市公告第 94 号

建設工事等の入札結果について、御所市建設工事等入札執行要綱第 17 条に基づき、別紙のとおり公表いたします。

令和 7 年 9 月 25 日

御所市長 山田 秀士





御市農委告示第9号

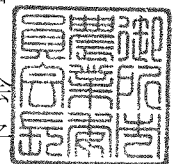
御所市農業委員会を下記のとおり招集する。

記

- 1 招集日時
令和7年10月9日(木)
午後1時30分
- 2 招集場所
御所市役所新館3階 会議室B
- 3 案 件
(1) 農地法各条申請の審議
(2) その他

令和7年9月25日

御所市農業委員会
会長 壺井 和子





御所市告示第126号

御所市予防接種健康被害救済給付金支給要綱を次のように定める。

令和7年9月26日

御所市長 山田 秀士



御所市予防接種健康被害救済給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）に基づく予防接種による健康被害の救済に関する措置を適正かつ円滑に処理し、御所市予防接種健康被害救済給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し、法、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）及び予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給の対象)

第2条 給付金の支給の対象は、市内に居住する間に法第2条に規定する定期の予防接種等を受けた者のうち、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したものとする。ただし、その者が未成年である場合は、その保護者（法第2条第7項に規定する保護者をいう。）に支給する。

(支給申請)

第3条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、御所市予防接種健康被害救済給付金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 予防接種実施の事実や健康被害の状況等を確認するための書類（国が定める各種給付申請による様式を使用すること。）

(2) その他市長が必要と認める書類

(支給決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否及び支給額を決定し、御所市予防接種健康被害救済給付金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(請求及び支給)

第5条 申請者は、前条の規定による支給の決定を受けたときは、御所市予防接種健康被害救済給付金支給請求書（様式第3号）により給付金の支給を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、指定された金融機関口座に振り込むことにより給付金の支給を行うものとする。

(返還)

第6条 市長は、偽りその他不正の手段によって、この告示による支給を受けた者がいるときは、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和3年4月1日以降に実施した予防接種から適用する。

年 月 日

（宛先）御所市長

（申請者） 住 所
氏 名
電話番号
対象者との続柄（ ）

御所市予防接種健康被害救済給付金支給申請書

御所市予防接種健康被害救済給付金支給要綱第3条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請いたします。

対象者	氏 名	
	生年月日	
	住 所	
申請額	金	円
予防接種の種類		
給付金の種類		
接種年月日	年	月 日
保護者	氏 名	
	生年月日	
	住 所	

（注）申請者氏名欄は、対象者が未成年の場合は保護者の氏名を記入してください。

第 年 月 日 号

様

御所市長 印

御所市予防接種健康被害救済給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった御所市予防接種健康被害救済給付金の支給（不支給）について、次のとおり決定しましたので、御所市予防接種健康被害救済給付金支給要綱第4条の規定により通知します。

対象者氏名		
予防接種の種類		
給付金の種類		
接種年月日		年 月 日
支給の可否		支 給 ・ 不 支 給
支給の場合	支給額	金 円
不支給の場合	不支給の理由	
その他		

（不服申立てについて）

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、奈良県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

（取消訴訟について）

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、御所市を被告として（訴訟において御所市を代表する者は御所市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

（宛先）御所市長

（申請者） 住 所
氏 名 印
電話番号
対象者との続柄（ ）

御所市予防接種健康被害救済給付金支給請求書

年 月 日付けで決定のあった御所市予防接種健康被害救済給付金の支給について、御所市予防接種健康被害救済給付金支給要綱第5条の規定により、次のとおり請求します。

対象者氏名				
請求額		金 円		
振込先	金融機関名		店名	
	預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			

（注）申請者氏名欄は、対象者が未成年の場合は保護者の氏名を記入してください。

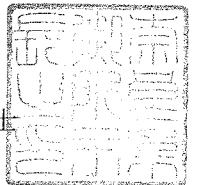


御所市告示第127号

指定管理者の指定を行いましたので、御所市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条に基づき下記のとおり告示します。

令和7年9月26日

御所市長 山田 秀士



記

1. 指定管理者に管理を行わせる施設
御所市大字小殿198番地
御所市健康増進スポーツ施設
2. 指定管理者に指定する団体
大阪府大阪市福島区福島6丁目8番16号
株式会社アクアティック
代表取締役 泉本 憲人
3. 指定の期間
御所市健康増進スポーツ施設条例（令和5年御所市条例第1号）の施行の日から
令和20年9月30日まで

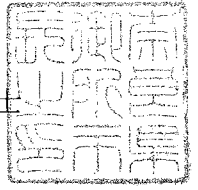


御所市条例第30号

新しい学校づくりの支援に係る御所市企業版ふるさと納税基金条例をここに公布する。

令和7年9月26日

御所市長 山田 秀士



新しい学校づくりの支援に係る御所市企業版ふるさと納税基金条例

(設置)

第1条 新しい学校づくりに要する経費の財源に充てることを目的に、企業版ふるさと納税による寄附金を原資として、新しい学校づくりの支援に係る御所市企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「企業版ふるさと納税」とは、地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の3に規定する法人が同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関する寄附をした場合において課税の特例の適用を受けることができる制度をいう。

2 この条例において「新しい学校づくり」とは、人口減少、少子化、核家族化等の進展その他今日の社会情勢に鑑み、学校が直面する教育上の諸課題を解決し、次代を担う児童及び生徒の学びを支える魅力ある学校を創造し、教育活動を展開するため、既存の御所市立小学校7校及び中学校4校を再編し、新たに施設一体型の義務教育学校1校を整備する学校規模適正化事業をいう。

(積立額)

第3条 基金として積み立てる額は、御所市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、第1条の目的を達成するため必要な場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

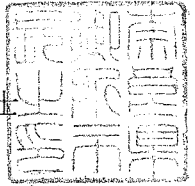


御所市条例第31号

御所市職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月26日

御所市長 山田 秀士



御所市職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(御所市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 御所市職員の育児休業等に関する条例(平成4年御所市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第19条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「(以下「短時間勤務職員」という。)を除く。」を「を除く。次条において同じ。」に改める。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。

第20条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第20条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準

として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条第1項中「除く。)が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第22条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年御所市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第17条の3を第17条の4とする。

第17条の2第1項中「介護両立支援制度の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)」を「介護両立支援制度等の請求等」に改め、同条を第17条の3とする。

第17条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出した職員等に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、御所市職員の育児休業等に関する条例(平成4年御所市条例第1号)第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児の両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 御所市職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」

という。) に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支援となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

(御所市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の御所市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 任命権者は、この条例の施行日前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

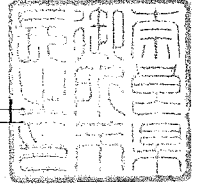


御所市規則第 27 号

御所市職員の育児休業等に関する規則及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 26 日

御所市長 山 田 秀 士



御所市職員の育児休業等に関する規則及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(御所市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第 1 条 御所市職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年御所市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第 1 号及び第 3 号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の 1 週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあつては、延長された期間の末日）が、引き続いて承認される育児短時間勤務の 1 週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあつては、当該書面の交付に代わる適当な方法をもって当該書面の交付に代えることができる。

第 15 条中「非常勤職員であつて、1 日につき定められた勤務時間が 6 時間 15 分以上である勤務日がある」を削る。

第 16 条を次のように改める。

(部分休業の承認の請求、第 2 項申出及び第 3 項変更の手続)

第 16 条 部分休業の承認の請求、育児休業法第 19 条第 2 項の規定による申出（以下「第 2 項申出」という。）及び同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）は、別に定める部分休業簿により行うものとする。

2 第 3 条第 2 項の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

3 任命権者は、第 2 項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第 3 項変更をしなければ条例第 20 条の 5 に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第 3 項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 2 条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年御所市規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条の 2 第 2 項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第 16 条の 3 第 2 項を次のように改める。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の規定による同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1 日につき 2 時間から当該部分

休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

第28条を第29条とし、第27条を第28条とし、第26条を第27条とし、第25条の次に次の1条を加える。

(条例第17条の2第2項の規則で定める期間)

第26条 条例第17条の2第2項の規定で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。